

町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 (2 0 2 5 年) 1 1 月 2 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例
(町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成2年1月町田市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(助成の範囲) 第6条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。以下同じ。）のうち、当該法令の規定によって対象者又は対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（以下「対象者等負担額」という。）から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。）に相当する額（同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が、同法第56条第2号に規定する高額療養費を支給される場合に相当する場合にあっては、規則で定める額）及び国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下「生活療養標準負担額」という。）の合計額（以下「一部負担	(助成の範囲) 第6条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。以下同じ。）のうち、当該法令の規定によって対象者又は対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずる<u>もの</u>が負担すべき額（以下「対象者等負担額」という。）から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。）に相当する額（同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が、同法第56条第2号に規定する高額療養費を支給される場合に相当する場合にあっては、規則で定める額）及び国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下<u>単に</u>「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下<u>単に</u>「生活療養標準負担額」という。）の合計額（以下「一

金等相当額」という。)を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相当額の算出に当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合にかかわらず、同項第1号に定める割合を乗じるものとする。 2 略 3 前2項の<u>規定による</u>助成は、他の<u>法令等</u>によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。 (医療費の助成) 第7条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「病院等」という。)に、医療証の交付を受けた対象者が、<u>医療証又は個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)</u>を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。 2 略	部負担金等相当額」という。)を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相当額の算出に当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合にかかわらず、同項第1号に定める割合を乗じるものとする。 2 略 3 前2項の助成は、他の<u>法令</u>によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。 (医療費の助成) 第7条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「病院等」という。)に、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。 2 略
--	--

(町田市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 町田市乳幼児の医療費の助成に関する条例(平成5年9月町田市条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(資格要件) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、町田市の区域内に住所を有する乳幼児(<u>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他町田市規則(以下「規則」という。)</u>で定める法令(以下「社会保険各法」という。))の規定によりその者の疾病又は負傷について	(資格要件) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、町田市の区域内に住所を有する乳幼児を<u>養育している者であって、その者が養育する乳幼児の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他町田市規則(以下「規則」という。)</u>で定める

医療に関する給付が行われる者に限る。）を養育している者とする。

2 略

(助成の範囲)

第6条 町田市は、乳幼児の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって乳幼児に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）を除く。）を助成する。

2 前項の規定による助成は、他の法令等によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

(医療費の助成)

第7条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に、医療証の交付を受けた対象者が、医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

2 略

法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われる者とする。

2 略

(助成の範囲)

第6条 町田市は、乳幼児の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって乳幼児に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額に相当する額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）を除く。）を助成する。

2 前項の助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

(医療費の助成)

第7条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に対して、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

2 略

(町田市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 町田市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年3月町田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(資格要件) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、町田市の区域内に住所を有する児童<u>（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他町田市規則（以下「規則」という。）で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定によりその者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われる者に限る。）</u>を養育している者とする。 2 略 (助成の範囲) 第6条 町田市は、児童の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって児童に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる<u>者</u>が負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）を除く。以下「対象者負担額」という。）から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額を助成する。	(資格要件) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、町田市の区域内に住所を有する児童を養育している者であつて、その者が養育する児童の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他町田市規則（以下「規則」という。）で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われる者とする。 2 略 (助成の範囲) 第6条 町田市は、児童の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって児童に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる<u>もの</u>が負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下<u>単に</u>「食事療養標準負担額」という。）を除く。以下「対象者負担額」という。）から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額を助成する。

2 前項の規定による助成は、他の<u>法令等</u>によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。 (医療費の助成) 第7条 医療費の助成は、<u>病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）</u>に、医療証の交付を受けた対象者が、<u>医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）</u>を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。 2 略	2 前項の規定による助成は、他の<u>法令</u>によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。 (医療費の助成) 第7条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、<u>病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）</u>に対して、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。 2 略
--	--

(町田市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第4条 町田市高校生等の医療費の助成に関する条例（令和4年9月町田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(用語の定義) 第2条 略 2 この条例において「高校生等を養育している者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。 (1) ・ (2) 略 (3) <u>前2号に掲げる者のほか、高校生等本人を申請者として市長が認める場合の当該高校生等本人</u> 3・4 略 (資格要件) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、町田市の区域内に住所を有する高校生等<u>（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他町田市規則（以下「規則」という。）</u>	(用語の定義) 第2条 略 2 この条例において「高校生等を養育している者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。 (1) ・ (2) 略 (3) <u>高校生等が何人からも監護されておらず、町田市が必要と認める場合の当該高校生等本人</u> 3・4 略 (資格要件) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、町田市の区域内に住所を有する高校生等を養育している者であって、その者が養育する高校生等の疾病又は負傷について、国民健

で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定によりその者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われる者に限る。）を養育している者とする。

2 略

（助成の範囲）

第6条 町田市は、高校生等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって高校生等に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）を除く。以下「対象者負担額」という。）から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額を助成する。

2 前項の規定による助成は、他の法令等によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

（医療費の助成）

第7条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に、医療証の交付を受けた対象者が、医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等

康保険法（昭和33年法律第192号）その他町田市規則（以下「規則」という。）で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われる者とする。

2 略

（助成の範囲）

第6条 町田市は、高校生等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって高校生等に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）を除く。以下「対象者負担額」という。）から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額を助成する。

2 前項の規定による助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

（医療費の助成）

第7条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に対して、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

に支払うことによって行う。

2 略

2 略

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において町田市規則で定める日から施行する。